

# オリンピック憲章

2007年版（2007年7月改正）

国際オリンピック委員会

## 前文

近代オリピズムの生みの親はピエール・ド・クーベルタンであり、1894年6月にその主導により、パリ国際アスレチック・コンGRESSが開催された。国際オリンピック委員会（IOC）が設立されたのは、1894年6月23日であった。最初の近代オリンピック競技大会（オリンピック大会）はギリシャのアテネにおいて1896年に開催された。1914年にはピエール・ド・クーベルタンによりパリコンGRESSで提案されたオリンピック旗が採用された。その旗は互いに重なり合う5つの輪からなり、五つの大陸の団結と、世界中の競技者たちがオリンピック競技大会に集うことを表している。最初のオリンピック冬季競技大会は1924年、フランスのシャモニーで開催された。

## オリピズムの根本原則

1. オリピズムは人生哲学であり、肉体と意志と知性の資質を高めて融合させた、均衡のとれた総体としての人間を目指すものである。スポーツを文化や教育と融合させるオリピズムが求めるものは、努力のうちに見出される喜び、よい手本となる教育的価値、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重などに基づいた生き方の創造である。
2. オリピズムの目標は、スポーツを人間の調和のとれた発達に役立てることにある。その目的は、人間の尊厳保持に重きを置く、平和な社会を推進することにある。
3. オリピック・ムーブメントは、オリピズムの諸価値に依って生きようとする全ての個人や団体による、IOCの最高権威のもとで行われる、計画され組織された普遍的かつ恒久的な活動である。それは五大陸にまたがるものである。またそれは世界中の競技者を一堂に集めて開催される偉大なスポーツの祭典、オリンピック競技大会で頂点に達する。そのシンボルは、互いに交わる五輪である。
4. スポーツを行うことは人権の一つである。各個人はスポーツを行う機会を与えられなければならない。そのような機会は、友情、連帯そしてフェアプレーの精神に基づく相互理解が必須であるオリピック精神に則り、そしていかなる種類の差別もなく、与えられるべきである。スポーツの組織、管理、運営は独立したスポーツ団体によって監督されなければならない。
5. 人種、宗教、政治、性別、その他の理由に基づく国や個人に対する差別はいかなる形であれオリピック・ムーブメントに属する事とは相容れない。
6. オリピック・ムーブメントに属するためには、オリンピック憲章の遵守及びIOCの承認が必要である。

## 1 オリピック・ムーブメントとその活動

### 1 オリピック・ムーブメントの構成と全般組織

1. 最高機関であるIOCのもとで、オリ

ピック・ムーブメントは、オリンピック憲章を指導原理とする事に同意する各種組織、選手、その他の人々を統轄する。オリンピック・ムーブメントの目的は、オリンピズムとその諸価値に従いスポーツを実践することを通じて若者を教育し、平和でよりよい世界の建設に貢献することである。

2. オリンピック・ムーブメントの3つの主要な構成要素は、国際オリンピック委員会（IOC）、国際競技連盟（IF）、国内（地域）オリンピック委員会（NOC）である。オリンピック・ムーブメントにいかなる形で属する何人もどの団体もオリンピック憲章の条文に拘束され、かつIOCの決定に従わなければならない。
3. 上記の3つの主要な構成要素に加え、オリンピック競技大会組織委員会（OCOG）、IFやNOCに所属する国内での統轄団体、クラブ、個人、そして特にその利害がオリンピック・ムーブメント活動の根本的な要素をなす選手、さらにジャッジ、審判員、コーチその他の競技役員や技術要員も含まれる。また、IOCが承認したその他の組織や団体も含まれるものとする。

## 2 IOCの使命と役割

IOCの使命は、世界中で「オリンピズム」を推進することと、オリンピック・ムーブメントを主導することである。IOCの役割は：

1. スポーツにおける倫理の振興およびスポーツを通じた青少年の教育を奨励、支援するとともに、スポーツにおいてフェアプレーの精神が隅々まで広まり、暴力が閉め出されるべく努力すること。
2. スポーツおよび競技大会の組織、発展、調整を奨励、支援すること。
3. オリンピック競技大会が定期的開催されることを保証すること。
4. スポーツを人類に役立て、それにより平

和を推進するために、公私の関係団体、当局と協力すること。

5. 団結を強めオリンピック・ムーブメントの独立を守るために行動すること。
6. オリンピック・ムーブメントに影響を及ぼすいかなる形の差別にも反対すること。
7. 男女平等の原則を実行するための観点から、あらゆるレベルと組織においてスポーツにおける女性の地位向上を奨励、支援すること。
8. スポーツにおけるドーピングに対する闘いを主導すること。
9. 選手の健康を守る施策を奨励、支援すること。
10. スポーツや選手を、政治的あるいは商業的に悪用することに反対すること。
11. 選手の社会的かつ職業的な将来を保証するためのスポーツ組織および公的機関の努力を奨励し、支援すること。
12. 「スポーツ・フォア・オール」の発展を奨励、支援すること。
13. 環境問題に関心を持ち、啓発・実践を通してその責任を果たすとともに、スポーツ界において、特にオリンピック競技大会開催について持続可能な開発を促進すること。
14. オリンピック競技大会のよい遺産を、開催国と開催都市に残すことを推進すること。
15. スポーツを文化や教育と融合させる試みを奨励、支援する。
16. 国際オリンピック・アカデミー（IOA）の活動、およびオリンピック教育に献身するその他の団体の活動を奨励、支援すること。